

平成 22 年度 第 3 回 市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 22 年 8 月 24 日 (火) 9:30~11:50	
会 場	白井市役所 4 階 大会議室	
出席者	委 員 出席 9/欠席 0	深澤 正昭会長、加藤 三洲委員、星野 隆史委員、 梶原 清子委員、菊地 正夫委員、濱崎 嘉徳委員、 吉井 信行委員、遠藤 吉英委員、辻 利夫委員、
	事務局	大塚市民参加推進課長、笠井副主幹、元田主任主事
	傍聴者	4 名
会議概要 会長挨拶	<p>おはようございます。</p> <p>過去の 2 回の会議で、皆さん方に評価していただいた対象事業の 7 事業について、今回最終確認ということで案が事務局から示されています。これを一件ずつ間違いがないか確認していきたいと思えます。</p> <p>本日は、それに加えて、総合的にみなさんが、この 7 事業を評価していく中で、どういう点を更に、改善あるいは、もっと進める方法はあるものがあるのではないか。ということがあれば、総合的な評価についてご意見をいただければと思えます。</p> <p>その作業が終わった後は、常設型の住民投票条例と、市民参加条例の検討見直しについて忌憚のない意見交換をしたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。</p>	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、はじめにお手元の 8 月 15 日の広報 1P をごらんください。現在、後期基本計画のパブリックコメントをしているのですが、市民参加協働の推進ということで、市の重要問題に際して、住民の意思を問い市政に反映する制度として、常設の住民投票条例をつくるとしています。それと、自治会活動や市民活動の地域相互の連携協働のあり方と、その推進体制を進める、(仮称)市民参加推進協働プランを 23 年から 25 年の間につくることを検討しております。今回、皆さんへの資料として広報を追加させていただきましたが、皆さんからの忌憚のないご意見を伺いたいと思えます。</p>	
事務局	<p>それでは、議題の 1 つ目から始めたいと思えます。</p> <p>まず、第 3 回市民参加推進会議の進め方の資料をご覧ください。今、会長の方からお話がありましたが、第 1 回と第 2 回で総合的な評価をしていただきました。まず、その最終確認をしていただきたいと思います。</p>	

	<p>ます。</p> <p>その後、市が諮問をいたしました、常設型の住民投票条例についてご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>それと、市民参加条例が平成 16 年にできて、5 年以上経ちますので、市民参加条例についても検証・見直しについてもいろいろご意見を伺いたいと思います。</p> <p>それではまず、はじめに、評価について、まずは、平成 21 年度に実施した 7 つの事例についての総合評価の最終確認、言葉の言い回しや評価にズレがないかについて確認をいただければと思います。</p> <p>評価した 7 事業の評価の見直しについて 資料をもとに全員で、文言・表現の整理を 7 つの事業全てに対して再度検討を行った。変更後の総合評価は別添のとおり <主な変更点> ○実施状況の表記の統一 ○実施していない場合で、今後も実施する予定がないときは、「実施なし」に統一 ○住民投票の記入欄は省略</p> <p>これまでの二回の会議で、皆様からいろいろな意見があったと思うが、なにか意見があれば、一人ずつ発言してもらえますか。</p> <p>質問なんです、この広報がここにあるということはどういうことなんでしょうか。</p> <p>これは次のテーマですが、この広報を見たら、この中に市民参加協働というものがあり、この 5 年間で、市は住民投票条例を制定しますよ、参加・協働のプランというものをつくりますよ。と、こううたっているわけです。</p> <p>で、次のテーマとしては、諮問しました住民投票条例をどうやってつくって、進めていけばいいのか。ということをお聞きします。</p> <p>了解しました。</p> <p>総合的に皆さんのこういう評価の中で出てきたのは、調査票の内容をもう少し情報提供というか、書いて欲しいというのが基本的な問題としてあったのではないかと思います。その辺は、前回の答申にも出</p>
会長	
委員	
事務局	
委員	
会長	

委員	<p>しましたが、再度答申したいと思っています。</p> <p>パブリックコメントですが、応募意見が〇というものが多くあるわけです。これも当然で、資料を読んで、いろいろやったら、ものすごく大変なわけです。で、意見を言ってくださいというわけですけど、これをやる人は、ものすごく殊勝な人ですよ。</p>
委員	<p>私もこれをコピーしていてやめちゃいました。印刷するにもものすごい量があるし、途中で止めちゃいました。</p>
会長	<p>今、おっしゃったように、二番目としては、前年度に比べて、パブリックコメントが今年度は行われたんですが、そういう参加機会ができたということは良いことなただけれど、残念ながら、募集や表示などの面で工夫というか、そういうのがないと意見がゼロということになっている状況です。その辺のところの一段とした工夫をして欲しいということは、出さなくてはいけないのではないかと考えているんですけどもね。</p>
委員	<p>プリントするための費用は市が負担するべきである。個人でこれを負担するというのはものすごく大変ですよ。これだけ文量が多いとなると、プリンタで印刷したとしてもすぐインクがなくなりますよ。</p>
委員	<p>コメント出してくださいといわれてもよほど特異な人でないと、出す人はいないですよ。</p>
会長	<p>〇〇さん、実態はどうなんですか。</p>
委員	<p>白井市以外のその他も実態は同じですね。ほとんど募集しても回答がないというのは。</p> <p>一つは、当初はパブリックコメントに応募する人は多かったんですが、回答が「既に対応済み」などであると、やっても虚しいということがあ。やるまでが結構大変ですから。やってみただけれど、やった結果がどうも虚しいと。だんだんやっていた人がやらなくなるというのが他のところでよくある話ですね。</p> <p>それから皆さんがおっしゃったように、膨大な情報量がありますので、これを中々、ダウンロードしてやるということができないので、必ずこれを工夫するべきであるという意見はできるんですけども、た</p>

	<p>だ、中々工夫のしようがないところもまた事実です。</p> <p>条例案はよくパブリックコメントの募集があるのですが、短い条例でも条文だけ読んでいたらよくわからないということが良くあるわけですよ。そうすると、必ず条例案について、必ずなぜこういう表現をするのかということが書いてあるんですけど、こういうことを補足として出さない。ということもあるんですけど、これをやったらやったで、また膨大な量となってしまうということがあって、確かにこれは難しいなあということがありますね。</p> <p>パブリックコメント自身がなんとなく、これをやっていたら市民参加をやっているようで、やれば良いというようなところがあって、今回の事業においてもパブリックコメントしかやっていないところがあって、これは、パブリックコメントをはずしてしまうと0になってしまうということがあるんですよ。</p> <p>パブリックコメントは国もやっていますし、自治体もやらなくてはいけないものがあるので、やるんですけども、ここは中々知恵を出していかないと、工夫せいと前回は出していますが、ここでなんとかしないとイケないですね。</p> <p>本当は、ダウンロードして印刷するんじゃなくて、画面上でみてやるのを想定しているんでしょうけれどもね。我々年配になると、ダウンロードしないとわからないというのがありますね。これはとても難しい、どこも悩んでいることですね。</p>
<p>会長</p>	<p>まあそうすると、中々具体的な書き方は難しく、うまくこちらから受け止めていろいろすることはできないんですけども、とりあえず投げるだけボールは投げておきましょうよ。時間はかかるかもしれませんが。せっかくやるのだから、本当にこういういい意見が出てくれば良いんでしょうね。</p>
<p>委員</p>	<p>一つ、他の自治体で出た意見では、こういう基本計画で、議論の中でどういうことが争点となったかということをいくつか挙げてあげて、この辺について、どう感じるかとか、議論しましたということを記載しているところがあります。</p> <p>パブコメについては、ただのっぺりと全部を見たのでは、どこがポイントになるのかわかりにくいので、どこがポイントになったのかということを挙げてあげて、やるというのはありますね。皆さんの関心を呼ぶためには、どこが皆さん議論になるのかということ、少し整理してあげないと、中々すべてをのっぺりと乗せるというので関心を</p>

	呼ぶというのは難しいです。
委員	それはいい意見じゃないですか。
事務局	例えば、ワークショップでこういう意見がありました。この意見については、こういう考えからこうしました。このような形で記載をした方がいいということでしょうか。
委員	○をつけるとか。
委員	行政としては、これについてはこういう風に取り扱っています。とかそういのは書いてありますけれどもね。
会長	まあ、パブコメについては、今言ったようなことを検討して答申として、書いて付け加えましょう。 それから、その他に何かありませんか。
委員	それと、悩んでいることがあります。
会長	どの点ですか。
委員	評価表についてですが、○とか△とか×とかあるのですが、点数については、配点を決めて、その後にみなで議論をして決定したわけですよ。ただ、それについては、かなり個人的なところがあるわけですよ。 帳票の読み方、感想によって、同じものなのに、満点の人もあるし、3点くらいの人もあるわけですよ。なにか、もうちょっと指標がしっかりしていないと、点数を付けづらいということがあります。書きにくいです。そういう気がしているんです。
会長	そうですね。
委員	○×で点数が付けられないところがありますよね。特に質の評価では。 だから、前回もあまりにも点数が委員によって離れていたりしていて、困りますよと。だから、市民参加実施状況評価基準がありますよね。これに基づいて、一生懸命やっているわけです。それにも関わら

<p>会長</p>	<p>ず、いろいろと違いがでるのは。</p> <p>例えば、一番の実施した市民参加の方法について、これはこの間少し直したように方法が一つの場合は 10 点でというのは質に限らずそのまんま、それから二つは、△で 15 点と、三つ以上だと○で、満点 20 点ですと。これは問題ないんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>そこはわかるんです。</p>
<p>委員</p>	<p>それ以降については質があるわけですよ。会議の回数とかこんな問題でこんな少なくていいの？って、話もあるし、開催時間だって、まあ夜やれという意見と昼やれという意見といろいろあるしね。</p> <p>まあ、この辺の捉え方によって、満点にする人もいるし、ちょっと 4 点位にしておこうという人もいるんでしょうね。そういう中身の点を見た上で、総合的に何点という話になるんですよ。悩めますよ。やっぱり、おっしゃるとおり。</p>
<p>委員</p>	<p>やっていけばいいという評価もあるけれど、質を求めるっていうのもありますからね。</p>
<p>委員</p>	<p>○・×・△というのは点数を積み上げていった結果、決定されるものであって、一個一個の点数を重ねてなるものです。だから、先ほどもありましたように、情報公開という観点でも、広報だけでいいのか、ホームページだけでいいのかといった量的なものについては、基準があるとわかりやすいですね。</p> <p>ただ、量的なものばかりとなると、ただ、ホームページに少しばかり掲載すればいいとか、あとは、広報に載せればいいのかだと、実際にいいものかどうかわからないので、その辺の質の基準は、これから決めていくことが必要であると思います。</p> <p>ある程度、最低レベルでここまでやれば、何点といったあたりが客観的に示せば、わかりやすくなるのかもしれない。</p>
<p>会長</p>	<p>そういう意見もあるので、点数の問題より、客観的に、これから委員の間のばらつきがないように再検討する必要があるということは自己反省として答申に掲載しておきましょう。</p> <p>再検討については、次の委員さんたちに、時間的な問題から託すことになると思うけれど。そういう意見がありました。その他にあり</p>

委員	<p>ますか。</p> <p>帳票については、自分たちがこれだけやったということについて、もっと丁寧に書いて欲しい。おざなりにただ、書いたということについて、それについて我々がやっても仕方ない。</p>
会長	<p>それは、調査表については、一番はじめに答申に出しましょうということになっています。</p>
会長	<p>時間の関係もありますので、評価の方は終わらせていただきたいと思います。</p> <p>もう一回、最後にありますので、またその時に、もっとこういうのも加えましょうという意見がありましたら、加えるようにして答申書を完成させましょう。</p> <p>(休憩)</p>
会長	<p>市民参加条例の検証と見直しについては、次回に持ち越しするとして、今回は、少なくとも常設型の住民投票については検討を行いましょう。</p> <p>次の議題は、常設の住民投票の研究についてということですが、今年度の始めに市長からも市民参加の方法に関する事として、常設型の住民投票条例の勉強会というか研究をして欲しいという諮問がきております。</p> <p>それで皆様方もご存知のとおり、市民参加条例の第 23 条には、住民投票の実施について、市長の発議で住民投票を行うことができるとなっておりますけれども、これは個別事業型というのですが、その問題、対象となるものが起こった時に、条例を制定して、実施するというやり方なんです。</p> <p>これは、前回の白井市のときの場合、私はあまり多くのことは知りませんが、合併の時の事例として、住民投票条例ができております。それはその限りで効力を失うというものになっています。</p> <p>それをそういうことではなくて、常設型という、それは既に具体的な懸案事項がなくてもそういう住民投票を発議することができるというものです。</p> <p>しかし、これはいろんな取り決めによって、住民からもできる、もちろん市長もできる、議会もできるといったような、大体三者からの</p>

事務局

発議できるようなものが主な住民投票条例になっていると思いますが、少しばかり調べたところでは、住民投票条例においては、常設型のものは現在 12 市町村で制定されています。

近隣だと、我孫子市、三鷹市、逗子市、大和市といった市町村があります。このことについて、皆さまから率直な意見をお聞きしたいということであると思います。

皆さまの手元に第二回の会議でお配りした資料はございますか。これに基づきまして、会長からの説明と重複するかもしれませんが、説明をさせていただきます。

まず、経緯としましては、平成 22 年度に必要性を検討しまして、23 年度から、条例化を見据えて検討していきたいということです。こちらに広報をお持ちしたのは、広報に後期基本計画案が掲載されておりますが、実際に市民参加の部分では、市の重要な問題について、住民投票条例を整備しますということで、検討を進めているところです。

こういうことがありまして、市民参加について検討する審議会で、いろいろな意見を聞いて、実際に住民投票条例を作る際には、どういう住民参加の手法をとったらいいのか、住民投票の必要性についてもいろいろと忌憚のないご意見を伺いたいと思いますので、今日は諮問内容とさせていただきます。

資料説明

以上のように説明をさせていただきましたが、白井市はこれから常設型の住民投票条例の検討に入ります。そこで、皆様にもインターネットや本などいろいろな方法でお調べいただいた住民投票条例について、率直なお考えをいただければと思います。

なお、コストについては、平成 16 年に実施した住民投票は、その他の選挙と一緒にやりましたので、比較できませんが、一般的な、市単独で実施した平成 16 年度の市長選挙の時をみていると約 1,200 万円がかかっています。従って、住民投票を実施すると、約 1,200 万円のコストがかかるということになります。

これから、みなさまにお考え頂きたいのは、まず、最初は条例制定のメリット・デメリットです。

例えば、市政に関する重要事項の基準を示し、その事項に該当する場合は、住民投票条例をしなくてはならない。これは別にしなくてもいいのですが重要事項に際したときに、柔軟に対応できるということ

	<p>はあるのかもしれませんが。それと市民の意見を確認できるということはあるのかもしれませんが。</p> <p>逆にデメリットとしては、たいしたことの無いことに利用されて悪用されてしまう。なんでもかんでも住民投票条例ということになると、議会制民主主義と往々にして軋轢が生じる。という事があるかもしれません。</p> <p>その辺につきまして、皆様のご意見を伺えればと思っております。</p> <p>そして、その次には、実際に常設型の住民投票条例の制定の必要性があるのかどうかについて皆さんの率直な意見を伺いたいと思っております。</p> <p>最後に、住民投票条例を実際に作る場合、どういう手順で、どういう住民参加を実施したらいいのかということについて検討をいただければと思います。</p> <p>大きく分けて三つです。</p> <p>まずは、住民投票条例のメリット、デメリット</p> <p>次に、住民投票条例が白井市に本当に必要なのかということ</p> <p>そして、最後に、住民投票条例を制定するにはどのような市民参加の手法を用いればいいのかということです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そういうことで、皆さんはじめから、メリット・デメリットについてどうのことを考えていらっしゃるかアットランダムに発言してください。</p>
委員	<p>後期基本計画で、「整備すべし」ということになっているんですね。</p>
事務局	<p>したいということです。</p>
委員	<p>ここで、要請がないということを行うことはできるのですか。</p>
事務局	<p>それは、正直なところ難しいところではありますが、これは参考的な意見としてこれから作るにあたって本当に必要なの？という意見は出てくると思うのですよ。そういうこともありますので、率直に意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>私は、この間まで、新宿の自治基本条例に関わっていたものですから、少しばかりお話させてください。</p>

	<p>自治基本条例住民投票条例はかなり議論になりまして、新宿区については、特殊な事例がありまして、新宿区は永住外国人が非常に多いもので、発議権者について、外国人の参政権の問題もあることから、非常にセンシティブになっていることがあります。</p> <p>新宿区では、いろんな価値観をもつ人が多いので、結構難しいところではありましたが、最終的には、自治基本条例の中に住民投票条例は作る、制度を設けるということは、議会も認めて作ることはなっています。</p> <p>ただ、発議権者はどうするかとか、そういうところについては、全て別途、住民投票条例で定めるということになっており、必要性かどうかということに際して、必要性があまり感じられないという意見の中には、さっきおっしゃったように、住民投票条例の対象が、米軍とか、原発とか区画整理といった都市計画事業ということについて、新宿区については、たぶんそのあたりはあんまり関係がないですから、わざわざ住民投票を設ける必要があるのかというのはかなりありました。</p> <p>それほど住民投票を定める必要性はないのに、先の外国人参政権に触れるようなものを検討するのはどうかという意見はかなりありました。住民投票条例をつくるのにあたって、どういうものを住民投票条例にするのかということについては、もう少し議論をした方がいいというのは、新宿区での議論ではかなり感じたところです。</p> <p>新宿区では、最終的には首長、議会が、住民が決断したことに対して、どう担保するかということについて、自治基本条例には記述するにとどまったのが現状です。</p> <p>新宿区での経験を踏まえると、どういうものを対象にした方がいいのかというのは、その辺の意見は一回した方がいいのかなとは思っています。</p>
委員	<p>私は自治基本条例の中に住民投票条例の記述をいれて、そのうえで、住民投票条例を作るのがいいと考えています。議論の順番からすれば、自治基本条例からというのが考えられます。</p>
委員	<p>市川や船橋に行って状況を確認してきたが、議会で否決されて現在住民投票条例はない。重要な案件ということであるが、なかなか難しいようである。</p>
委員	<p>デモクラシーというものは、一つは新憲法だと。もう一つは地方自治法であると教えられた。地方自治法のいう地方自治は、住民が自分</p>

	<p>の意思で決定を行うということである。</p> <p>具体的にどうするかということ、議員については、人柄で選ぶことが多く、個別の案件で選ぶことは少ない。地方自治においては、そもそも住民には、直接請求や住民投票が認められており、なぜ、これが今必要なのかという議論がおきているかということ、議会と住民の間にねじれが生じているからだと考えている。</p> <p>住民投票条例については、市民の意向を直接反映する仕組みであるとするのならば、なぜそれをいまさら議論するのかという気がしている。議員と有権者の関係が乖離している。住民投票については事柄判断となるのであり、議会の権能を侵さないと考えている。間接民主主義の問題もあるが、憲法でさえ住民投票というものを規定している。地方議会においても住民の声を聞く必要がある。</p>
委員	<p>問題が一度起こってから整備すると否決されてもいいといったような政治的な動きがあり、極端なことになる。そういう意味では常設であっていいと思う。</p>
委員	<p>一般的にあってもいいと思う。我孫子の例をみても、住民投票条例の条項については、要件が結構厳しいし、議会との関係もある。議会の選挙で反映するとはいいながら、選挙が終わったばかりだと、4年も期間があるから、現在のような状況だとあってもいいと考える。</p>
委員	<p>我々は、住民投票を実施する際には、議員を否定しているわけではないので、議会の権能を侵すわけではないと思う。</p>
委員	<p>市民にとって、意見表明の機会があってもいいと考える。よっぽどの前提がないと常設型の住民投票は実施されていない。現在のところ、岩国の米軍基地問題以外実施されていないことからあきらかである。</p>
委員	<p>白井市の人口要件や、環境を考えた時には当面の間は必要ないのではないかと感じました。というのは、制限されることが多い。</p> <p>常設型のものについては住民投票をすることは非常に難しい。というのは安易に実施されないということの裏返しでもあるのであるが、できないようにしているものであると考えている。もし、こういうことについて検討するというのであれば、専門委員会などをつくり、その後で検討してもいいのではないだろうか。</p>

委員	<p>住民投票自体は必要だとは思いますが、実施事項の制限も検討していかななくてはならないし、かなり難しいというのを感じている。</p> <p>住民投票をどういう時にやるか、やらないかということの判断が難しいし、もし住民投票を制定する必要があるのであれば、普通の市民には判断できないと考えている。別の組織などを作って判断しないと、制定を含めて、実施かどうかを決めるのは難しい。</p>
委員	<p>要は重要な事項がなにかということに尽きると思う。誰も知らないということが問題である。しかし、問題が生じてからあわててつくって、対応しているのが、今までの全国の現状であると考えている。何かあるから作っている。常設型といえども、なにか火種となりそうなことがあるから作っている。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回いただいた意見としては、常設型の住民投票条例を制定することは、おおむね賛成という意見が多かったが、一部に慎重論があった。ただ、今回の議論では、住民投票条例を常設型で作ることのメリットと、現状では制定の必要はないという意見はあったが、作ることのデメリットはあるのかについては特になかった。</p> <p>常設型で常にあたって実施しなければ、ないのと同じだから、そもそもデメリットについて議論する必要があるのか。</p> <p>個人的には、住民投票条例は、あって困ることはないと考えている。</p>
会長	<p>次に、住民投票条例の制定の手順と、住民投票条例の制定における市民参加の手順について検討を行いたいと思います。</p> <p>ただ、検討といっても、私たちでは、わからないところもありますので、まず、〇〇さんにお話をうかがって、その中で議論を深めたいと考えております。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>住民投票制定の手順については、まず、第一に学識経験者を中心とした住民投票における専門委員会を作る必要がある。</p> <p>というのも、住民投票においては、どんな時に住民投票を実施するかなどの投票条件や、いろいろと検討をしなくてはならない投票資格などを法的な側面とのすり合わせで決める必要があるからである。</p> <p>そのうえで、まず専門委員会による指針をつくり、策定委員会や審議会などで条文案の作成において市民参加を通じて実施すべきであ</p>

会長	<p>る。</p> <p>審議会では、常設型の住民投票条例がなぜ必要なのかということについて、市民参加により、徹底的に議論すべきである。</p> <p>住民投票条例の制定については、議会との対立は必ずある。議会が入らずに、市民と学識経験者だけで審議会をつくり、条例案を作成するのは、議会と市民の間の問題の解決をできないため、非常に難しくなることが予測される。議会の意見・市民の意見それぞれについて、よく聞いて、条例案を作成する必要がある。</p> <p>また、市民参加の観点からも、条例策定であることから、パブリックコメントを実施する必要があるが、パブリックコメントについては、ある程度の指針や条例案が示される都度実施し、情報を共有化することが必要である。</p> <p>パブリックコメントにおいても、議会の意見、市民の意見それぞれについてよく聞く必要がある。</p> <p>そのような手順が一般的な制定手順と、市民参加の方法であると考ええる。</p> <p>委員の皆さんから意見はありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、今回の第3回市民参加推進会議を終わりにします。次回は、今回実施予定であった市民参加条例の見直しと答申案について検討を行います。それではおつかれさまでした。</p> <p>会議終了</p> <p>※ 次回会議は、9月14日(火) 9時30分～市役所4階大会議室で実施予定。</p>
----	---